

○横手市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

平成22年7月1日

告示第95号

改正 平成25年4月1日告示第94号

平成25年7月10日告示第184号

平成26年4月1日告示第53号

平成27年3月25日告示第53号

平成28年3月28日告示第32号

平成29年4月1日告示第26号

平成29年6月15日告示第105号

平成31年4月1日告示第67号

令和3年4月1日告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、横手市耐震改修促進計画に基づく木造住宅の耐震改修工事費及び耐震改築工事費に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会/国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行)に基づく「一般診断法」により、木造住宅の地震に対する安全性を診断し、評価すること。
- (2) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱(平成29年3月10日付け建一909秋田県建設部長通知)の規定に基づき、秋田県木造住宅耐震診断技術者として秋田県知事が認めた者
- (3) 建築士事務所 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の登録を受けた者
- (4) 建設業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けた者
- (5) 耐震設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された木造住宅に対して、地震に対して安全な構造となるようにする補強工事の設計
- (6) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を補強により、1.0以上とする改修工事
- (7) 耐震改築工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の木造住宅をすべて除却し、当該木造住宅が存していた敷地内で新たに木造住宅を建築する工事

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震改修補助金 耐震改修工事の実施に要する費用（以下「耐震改修工事費」という。）に対する補助金
- (2) 耐震改築補助金 耐震改築工事の実施に要する費用（以下「耐震改築工事費」という。）に対する補助金  
(補助対象住宅)

第4条 補助対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、昭和56年5月31日以前に着工し、現に居住の用に供している市内に存する木造戸建住宅（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満であるものに限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に当該住宅について増築工事を着手したものであつて、当該増築部分の延床面積が昭和56年5月31日以前に着工された部分の延床面積の2分の1を超えるもの。
- (2) 平成12年6月1日以降に増築工事を着工したもの。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの告示による補助金の交付を受けて耐震改修工事及び耐震改築工事を実施した住宅は、対象としない。

(対象者)

第5条 耐震改修補助金の対象者は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 対象住宅を所有（共有し、又は所有していると認められる場合を含む。）する個人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 耐震診断士の所属する建築士事務所と対象住宅の耐震設計の実施に係る契約を締結し、かつ、建設業者と耐震改修工事の実施に係る契約を締結する者であること。

2 耐震改築補助金の対象者は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 対象住宅を所有（共有し、又は所有していると認められる場合を含む。）する個人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 建設業者と耐震改築工事の実施に係る契約を締結する者であること。

(補助の範囲)

第6条 市長は、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第7条 耐震改修補助金及び耐震改築補助金の額は、1棟につき耐震改修工事又は耐震改築工事

に要した費用の100分の23.0を乗じて得た額とする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、100万円を上限とする。

(耐震改修工事等に係る事前相談)

第8条 耐震改修補助金又は耐震改築補助金を受けようとする対象者は、耐震診断士が行った耐震診断結果報告書又はそれに代わる書類を添えて、あらかじめ市長に相談(以下「事前相談」という。)しなければならない。

2 市長は、前項の事前相談があった場合は、その内容を審査し、この事業の目的に合致することを確認する。

(補助金の申請)

第9条 耐震改修補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修補助金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の付近見取図、配置図及び平面図(現況及び補強後)
- (2) 耐震改修計画書
- (3) 耐震改修工事費の見積書の写し
- (4) 固定資産税課税台帳(家屋)の写し
- (5) 申請者及び同一世帯に属する者の納税証明書又は非課税証明書
- (6) 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修工事の実施に係る同意書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類

2 耐震改築補助金の交付を受けようとする者は、耐震改築補助金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の付近見取図及び配置図(現況及び改築後)
- (2) 耐震改築工事費の見積書の写し
- (3) 確認済証の写し
- (4) 申請者及び同一世帯に属する者の納税証明書又は非課税証明書
- (5) 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改築工事の実施に係る同意書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、内容を審査し、交付の可否を決定し、当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。
- (2) この告示に基づく補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の遂

行が困難となった場合又は内容を変更する場合は、速やかに必要な届出をすること。

(3) 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認めた事項

(申請の取下げ)

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに補助金交付申請取下届を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第13条 決定者が補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書により市長に申請しなければならない。

(補助事業の遂行)

第14条 決定者は、補助金の交付の条件その他指示に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(耐震改修工事の中間検査)

第15条 市長は、必要があると認めた場合は、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を行うことができる。

2 市長は、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認めた場合は、決定者を指導するものとする。

3 市長は、決定者が前項の指導に従わない場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(完了報告)

第16条 耐震改修工事の決定者は、補助事業が完了したときは、耐震改修完了実績報告書に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修工事実施報告書

(2) 耐震設計及び耐震改修工事後の耐震診断結果報告書の写し

(3) 耐震設計及び耐震改修工事に係る契約書の写し

(4) 耐震改修工事費の領収書の写し

(5) 工事写真

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類

2 耐震改築工事の決定者は、補助事業が完了したときは、耐震改築完了実績報告書に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 検査済証の写し

(2) 耐震改築工事に係る契約書の写し

(3) 耐震改築工事費の領収書の写し

(4) 竣工写真

(5) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類

3 前2項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の報告書が提出された場合は、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第18条 前条の規定による確定通知を受けた決定者は、補助事業補助金交付請求書を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合

(2) 補助金を交付の目的以外に使用した場合

(3) この告示の規定に違反した場合

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成25年7月10日から平成26年12月26日までの間に第10条の交付決定を受けた場合における第7条第3項の規定の適用については、同項中「80万円」とあるのは「110万円」と読み替えるものとする。

3 平成27年4月1日から平成27年12月28日までの間に第10条の交付決定を受けた場合における第7条第3項の規定の適用については、同項中「80万円」とあるのは「110万円」と読み替えるものとする。

附 則 (平成25年4月1日告示第94号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月10日告示第184号）

この告示は、平成25年7月10日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第53号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日告示第53号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第32号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第26号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月15日告示第105号）

この告示は、平成29年6月15日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第67号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第34号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。